

平成 29 年 1 月 24 日

各位

会 社 名 ナラサキ産業 株式会社 代表 者名 代表取締役社長 中村 克久 (コード番号 8085 東証第2部) 問合 せ 先 I R・広報部長 河田 清 (TEL 03-6732-7350)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、「農協等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等」に関しまして、 平成 26 年 7 月 29 日に公正取引委員会による立入検査を受け、平成 28 年 2 月 10 日付にて独占禁 止法違反行為に基づく排除措置命令を受けております。

これに伴いまして、国土交通省から本日付にて下記の通り建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

株主様、お取引先様をはじめ関係者の皆さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心から深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、既に入札手続きや同業他社との接触規制の厳格化、独占禁止法監査体制の整備、社員向け研修の強化など再発防止に取り組んでいるところではありますが、コンプライアンス体制をなお一層強化し、信頼回復に全社を挙げて努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものまたは民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成29年2月8日から平成29年3月9日までの30日間

3. 業績への影響

今後の状況の推移を見た上で、適時開示規則に基づく開示基準に該当する場合には、速や かに情報開示を行います。

以上

- 注1 「建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事及び機械 器具設置工事を請け負う営業をいいます。
- 注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共 法人(地方公共団体を除きます)または建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条 に規定する法人が発注者である建設工事または民間資金等の活用による公共施設等の整備等の 促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をい います。
- 注3 「民間工事」とは、上記注2以外の建設工事をいいます。
- 注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第2条第1項に規定する補助金等および同条第4項に規定する間接補助金等ならびに地方公共団 体の交付する給付金でこれらに類するものをいいます。